

岐阜県公報

号外(五) 平成二十六年三月二十日

規則

岐阜県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県民ふれあい会館条例施行規則(平成六年岐阜県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表音響設備の部拡声装置の項中「二、一〇〇」を「二、一六〇」に改め、同部拡声装置(移動式)の項中「四、六二〇」を「四、七五〇」に改め、同部ビデオカセットテープレコーダーの項中「一、四七〇」を「一、五二〇」に改め、同部レーザーディスクプレーヤーの項中「二、〇五〇」を「二、〇八〇」に改め、同部ビデオプロジェクトターの項及びビデオモニターの項中「三、一五〇」を「三、二四〇」に改め、同部書画カメラの項中「二、一〇〇」を「二、一六〇」に改め、同部ワイヤレスマイクの項中「二、二六〇」を「二、三〇〇」に改め、同部オーバーヘッドプロジェクトターの項及びスライドフィルムテレビコンパクターの項中「二、〇五〇」を「二、〇八〇」に改め、同部プロジェクトター(移動式)の項中「二、〇〇〇」を「二、〇五〇」に改め、同部スクリーン(移動式)の項中「二、一〇」を「二、二〇」に改め、同部カセットテープレコーダーの項中「一、〇五〇」を「二、〇八〇」に改め、同部連続録音用カセットテープデッキの項中「一、〇、五〇〇」を「二、〇、八〇〇」に改め、同部コンパクトディスクプレーヤーの項中「一、〇五〇」を「二、〇八〇」に改め、同部同時通訳設備の項中「二、〇、五〇〇」を「二、〇、八〇〇」

目次

規則

岐阜県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則

(人づくり文化課) 一

飛驒・世界生活文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 二

に改め、同部議長「二」の項中「五三〇」を「五四〇」に改め、同部参加者「二」の項中「四二〇」を「四三〇」に改め、同部同時通訳用受信機の項中「二二〇」を「二二〇」に改め、同部カラーテレビの項中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改め、同表その他の附属設備等の部円テーブルの項中「二二〇」を「二二〇」に改め、同部サービスタの項中「五三〇」を「五四〇」に改め、同部講演卓子の項中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改め、同部司会卓子の項中「四二〇」を「四三〇」に改め、同部花台「二」の項から可動ステージ「二」の項までの規定中「四二〇」を「四三〇」に改め、同部金びょうぶの項中「一、七九〇」を「一、八四〇」に改め、同部花瓶「一」の項中「七四〇」を「七六〇」に改め、同部花瓶「二」の項中「五三〇」を「五四〇」に改め、同部ピアノの項中「三、七八〇」を「三、八九〇」に改め、同部パントリーの項中「一〇、五〇〇」を「一〇、八〇〇」に改める。

別表第二(1)の表舞台設備の部平台の項中「二〇〇」を「二一〇」に改め、同部「コン」トラス用いすの項及び背もたれ付きピアノ用いすの項中「いす」を「椅子」に改め、同部指揮台の項中「九五〇」を「九七〇」に改め、同部指揮者用譜面台の項中「二二〇」を「二二〇」に改め、同部講演卓子の項中「一、八九〇」を「一、九四〇」に改め、同部司会卓子の項中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改め、同部花瓶の項中「五三〇」を「五四〇」に改め、同部機の項及びホワイトボードの項中「二二〇」を「二二〇」に改め、同部金びょうぶの項中「一、一〇〇」を「一、一六〇」に改め、同部照明設備の部照明Aセット(演奏会用)の項中「五、二五〇」を「五、四〇〇」に改め、同部照明Bセット(色照明・色変化有り)の項中「一〇、五〇〇」を「一〇、八〇〇」に改め、同部ピンスポットの項中「三、一五〇」を「三、二四〇」に改め、同部スポット「一」・「五キロワット」の項中「四二〇」を「四三〇」に改め、同部音響設備の部拡声装置の項中「二、一〇〇」を「二、一六〇」に改め、同部ワイヤレスマイクの項中「一、二六〇」を「一、三〇〇」に改め、同部つりマイクの項からカセットテープレコーダーの項までの規定中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改め、同部オーブントープレコーダーの項中「一、二六〇」を「一、三〇〇」に改め、同部デジタルオーディオテープレコーダーの項からレコードプレーヤーの項までの規定中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改め、同表その他の附属設備の部外国製ピアノの項中「一、五五〇」を「一、八八〇」に改め、同部日本製ピアノの項中「七、三四〇」を「七、五五〇」に改め、同部パイプオルガンの項中「二〇、三九〇」を「二〇、九七〇」に改め、同部チェンバロの項中「一〇、五〇〇」を「一〇、八〇〇」に改め、同部映像及び音声の記録装置の項中「三、一

五〇」を「三、二四〇」に改める。

別表第二(2)の表音響設備の部拡声装置の項中「一、一〇〇」を「一、一六〇」に改め、同部カセットテープレコーダーの項及びコンパクトディスクプレーヤーの項中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改め、同表その他の附属設備の部ピアノの項中「二、四二〇」を「二、四八〇」に改め、同部指揮者用いすの項中「いす」を「椅子」に、「二二〇」を「二二〇」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

飛驒・世界生活文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

飛驒・世界生活文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

飛驒・世界生活文化センター条例施行規則(平成十三年岐阜県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「場合は当該各号」を「場合は、当該各号」に改め、同項第一号中「及びイベント広場」を「イベント広場及び展示室」に改める。

別表一の表舞台設備の部金びょうぶの項中「一、八二〇」を「一、八七〇」に改め、同部演台の項中「一、三八〇」を「一、四二〇」に改め、同部司会者台の項中「七九〇」を「八一〇」に改め、同部めぐり台の項中「二八〇」を「二九〇」に改め、同部地がすりの項中「三、二二〇」を「三、三二〇」に改め、同部舞台用機の項中「三五〇」を「三六〇」に改め、同部舞台用黒板の項中「六二〇」を「六四〇」に改め、同部張出舞台の項中「三、四四〇」を「三、八二〇」に改め、同部ポータブル反射板の項中「一、〇〇〇」を「一、〇一九〇」に改め、同部上敷「エ」の項中「三三〇」を「三三〇」に改め、同部絨毛せんの項中「六一〇」を「六三〇」に改め、同部高座用座布団の項中「三三〇」を「三四〇」に改め、同部舞台照明設備の部照明Aセット(スポットライト、パライット、エリフソイタルスポットライト)の計二〇キロワットまでとポーターライト)の項中「四、二〇〇」を「四、三二〇」に改め、同部照明Bセット(スポット

ライト、パースライト、エリフソイタルスポットライトの計四〇キロワットまでとポーターライトの項中「九、〇三〇」を「九、二九〇」に改め、同部照明Cセット（スポットライト、パースライト、エリフソイタルスポットライトの計六〇キロワットまでとポーターライト）の項中「二四、五二〇」を「二四、九三〇」に改め、同部スポットライト（一キロワット）の項中「六六〇」を「六八〇」に改め、同部スポットライト（五〇〇ワット）の項中「三三〇」を「三四〇」に改め、同部パースライト（一キロワット）の項中「二九〇」を「三〇〇」に改め、同部エリフソイタルスポットライト（一キロワット）の項中「一、九〇〇」を「一、九五〇」に改め、同部エリフソイタルスポットライト（五七五ワット）の項中「四九〇」を「五〇〇」に改め、同部ポーターライトの項中「三三〇」を「三四〇」に改め、同部ピンスポットライト（二キロワット）の項中「三、九五〇」を「四、〇六〇」に改め、同部ピンスポットライト（一キロワット）の項中「三、二六〇」を「三、三三〇」に改め、同部アップパーホリゾンライトの項中「二、二二〇」を「二、三三〇」に改め、同部ローパーホリゾンライトの項中「一、九四〇」を「二、〇〇〇」に改め、同部ストリップライトの項中「六四〇」を「六六〇」に改め、同部エフェクト用プロジェクトライトの項中「一、五六〇」を「一、六〇〇」に改め、同部ストロボの項中「六二〇」を「六四〇」に改め、同部効果機器類の項中「一、一四〇」を「一、一七〇」に改め、同表音響設備の部拡声装置（マイク二本を含む。）の項中「二、一〇〇」を「二、一六〇」に改め、同部CDプレーヤーの項中「三、四〇」を「三、五〇」に改め、同部カセットデッキの項中「六八〇」を「七〇〇」に改め、同部MDプレーヤーの項中「一、〇六〇」を「一、〇九〇」に改め、同部DATレコーダーの項中「九六〇」を「九九〇」に改め、同部ステージスピーカーの項中「六、八七〇」を「七、〇七〇」に改め、同部移動式スピーカーの項中「二、〇五〇」を「二、〇八〇」に改め、同部ダイナミックマイククロホンの項中「二九〇」を「三〇〇」に改め、同部コンデンサーマイククロホンの項中「二、〇六〇」を「二、〇九〇」に改め、同表体育器具の部ゲートボール用具の項中「一八、八七〇」を「一九、四一〇」に改め、同表その他の附属設備の部空調設備の項中「九九〇」を「一、〇二〇」に改め、同部照明設備の項中「二、〇五〇」を「二、一〇〇」に、「一、〇三〇」を「一、〇六〇」に改め、同部床暖房設備の項中「八三〇」を「八五〇」に改め、別表二の表舞台設備の部金びょうぶの項中「一、八二〇」を「一、八七〇」に改め、同部演台の項中「一、三八〇」を「一、四二〇」に改め、同部司会者台の項中「七九〇

を「八一〇」に改め、同部めくり台の項中「二八〇」を「二九〇」に改め、同部舞台用機の項中「三三〇」を「三六〇」に改め、同部舞台用黒板の項中「六一〇」を「六四〇」に改め、同部パレエシートの項中「六一〇」を「六三〇」に改め、同部所作台の項中「九、九四〇」を「一〇、二二〇」に改め、同部かまちの項中「四〇〇」を「四一〇」に改め、同部仮設用花道の項中「二九〇」を「三〇〇」に改め、同表舞台照明設備の部ポーターライトの項中「三三〇」を「三四〇」に改め、同部ピンスポットライト（二キロワット）の項中「三、九五〇」を「四、〇六〇」に改め、同部ピンスポットライト（一キロワット）の項中「三、二六〇」を「三、三三〇」に改め、同部ローパーホリゾンライトの項中「二、二二〇」を「二、三三〇」に改め、同部アップパーホリゾンライトの項中「二、二二〇」を「二、三三〇」に改め、同部音響設備の部拡声装置（マイク二本を含む。）の項中「二、一〇〇」を「二、一六〇」に改め、同部CDプレーヤーの項中「三四〇」を「三五〇」に改め、同部カセットデッキの項中「六八〇」を「七〇〇」に改め、同部MDプレーヤーの項中「一、〇六〇」を「一、〇九〇」に改め、同部DATレコーダーの項中「九六〇」を「九九〇」に改め、同部ステージスピーカーの項中「六、八七〇」を「七、〇七〇」に改め、同部移動式スピーカーの項及びび三点吊マイク装置の項中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改め、同表映像設備の部映像設備の項中「一、七〇〇」を「一、二一〇」に改め、同表その他の附属設備の部指揮者台の項中「三三〇」を「三四〇」に改め、同部指揮者譜面台の項中「二〇〇」を「二一〇」に改め、同部コントラバス用椅子の項中「三五〇」を「三六〇」に改め、同部チェロ用椅子の項中「二七〇」を「二八〇」に改め、同部コンサート用ピアノの項中「一、五五〇」を「一、八八〇」に改め、同部同時通訳設備の項中「一〇、五〇〇」を「一〇、八〇〇」に改める。

別表三の表映像設備（大会議室のみ。）の項中「四、二二〇」を「四、二四〇」に改め、同表拡声装置（マイク二本を含む。）の項中「二、一〇〇」を「二、一六〇」に改め、同表OAボードの項中「四九〇」を「五〇〇」に改め、同表液晶プロジェクトターの項中「二、五六〇」を「二、六三〇」に改め、同表オーバーヘッドカメラの項中「一、三五〇」を「一、三九〇」に改め、同表スタンド式スクリーンの項中「六八〇」を「七〇〇」に改め、同表映写テーブルの項中「二七〇」を「二八〇」に改め、同表演台の項中「三六〇」を「三七〇」に改める。

別表四の表映像設備の項中「四、二二〇」を「四、二四〇」に改め、同表拡声装置（マイク二本を含む。）の項中「二、一〇〇」を「二、一六〇」に改め、同表演台の項中

「三六〇」を「三七〇」に改め、同表照明設備の項中「四、二〇〇」を「四、三三〇」に改める。

別表五の表ステーションテナントの項中「三、二〇〇」を「三、二九〇」に改め、同表ステーションの項中「四、五四〇」を「四、六七〇」に改め、同表ビッグテナントの項中「三、六五〇」を「三、七五〇」に改め、同表イベントテナントの項中「一、四八〇」を「一、五二〇」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社